

障 発 0324 第 2 号
令 和 3 年 3 月 24 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」の一部改正について

「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 29 年 8 月 3 日障発 0803 第 1 号当職通知）の一部を別添のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

(別添)

強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領) 新旧対照表

改正後	現行
<p>障発0803第1号 平成29年8月3日 一部改正 障発0507第4号 令和元年5月7日 一部改正 障発0520第1号 令和2年5月20日 <u>一部改正 障発0324第2号</u> <u>令和3年3月24日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p>強度行動障害支援者養成研修事業の実施について (運営要領)</p> <p>行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる</p>	<p>障発0803第1号 平成29年8月3日 一部改正 障発0507第4号 令和元年5月7日 一部改正 障発0520第1号 令和2年5月20日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p>強度行動障害支援者養成研修事業の実施について (運営要領)</p> <p>行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる</p>

改正後	現行
<p>る「強度行動障害」を有する者に対する支援者養成研修については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について(障発第 0801002号)」(以下「実施要綱」という。)において、都道府県地域生活支援促進事業の「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業」として位置づけられたところである。</p> <p>この実施要綱において、当該研修事業の内容は「運営要領等に基づき実施する研修事業」としていたところであるが、事業内容等については、下記のとおりとするので御了知の上、研修事業の適正かつ円滑な実施を図りたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成27年3月3日障発0303第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1から4 (略)</p> <p>5. 修了証書の交付</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間にこの運営要領による改正前のカリキュラムの内容以上の内容を有する基礎研修又は実践研修を修了し、都道府県知事又は指定研修事業者から当該研修を修了したものとして修了証書</p>	<p>る「強度行動障害」を有する者に対する支援者養成研修については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について(障発第 0801002号)」(以下「実施要綱」という。)において、都道府県地域生活支援促進事業の「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業」として位置づけられたところである。</p> <p>この実施要綱において、当該研修事業の内容は「運営要領等に基づき実施する研修事業」としていたところであるが、事業内容等については、下記のとおりとするので御了知の上、研修事業の適正かつ円滑な実施を図りたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成27年3月3日障発0303第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1から4 (略)</p> <p>5. 修了証書の交付</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、この運営要領による改正前のカリキュラムの内容以上の内容を有する基礎研修又は実践研修を修了し、都道府県知事又は指定研修事業者から当該研修を修了したものとして修了</p>

改正後	現行
<p data-bbox="264 272 1111 395">の交付を受けた者は、この運営要領による改正後の基礎研修又は実践研修を修了し、都道府県知事又は指定研修事業者から修了証書の交付を受けた者とみなす。</p> <p data-bbox="219 467 398 491">6 から 12 (略)</p> <p data-bbox="219 563 443 587">別紙 1 から 8 (略)</p>	<p data-bbox="1187 272 2033 395">証書の交付を受けた者は、この運営要領による改正後の基礎研修又は実践研修を修了し、都道府県知事又は指定研修事業者から修了証書の交付を受けた者とみなす。</p> <p data-bbox="1142 467 1321 491">6 から 12 (略)</p> <p data-bbox="1142 563 1366 587">別紙 1 から 8 (略)</p>